

## 用語の説明

投下固定資産額	当該誘致施設等の設置に必要な土地, 家屋および償却資産 (それぞれ地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条第 2 号から第 4 号までに規定する土地, 家屋および償却資産をいう。) の取得価額の合計額をいいます。
新規常用雇用者	当該誘致施設等の設置に伴い新たに増加する従業者のうち, 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出により, 同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者で, 1 週間の労働時間が 30 時間以上であり, かつ, 高松市内に住所を有するものをいいます。
新規短時間労働者	当該誘致施設等の設置に伴い新たに増加する従業者のうち, 雇用保険法第 7 条の規定による届出により, 同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者で, 1 週間の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であり, かつ, 高松市内に住所を有するものをいいます。
中小企業者	中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいいます。
大企業等	中小企業者以外をいいます。